農林業センターの利用

申込農政課　☎（93）4943

各種研修、会議、サークル活動などに使用できる施設です。使用料など、詳しくは問い合わせてください。

場御料 695 －2

申使用許可申請書（※）に必要事項を記入し、使用予定日の２か月前～２日前までに申し込んでください。
※市公式ホームページからダウンロードできます。

開館時間…９：00 ～ 21：00
（当面の間、宿泊の利用は中止しています）

休館日…12 月 29 日（火）～令和３年１月３日（日）

年金生活者支援給付金制度

ねんきんダイヤル　☎0570（05）1165

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

現在、給付金を受け取られている人のお手続きは不要です。

対象となる人

■老齢基礎年金を受給している人
以下の要件をすべて満たしている必要があります。
○ 65 歳以上である
○世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
○年金収入額とその他所得額の合計が 87 万９千９百円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人
以下の要件を満たしている必要があります。
○前年の所得額が 462 万１千円＋扶養親族× 38 万円以下である
（扶養親族の年齢により異なる場合があります）

請求手続き

①新たに対象になる人には、日本年金機構から「年金生活者支援給付金請求書」が送付されます。
令和３年２月１日までに請求手続きが完了しますと、令和２年８月分から、さかのぼって受け取ることができますので、請求はお早目にお願いします。

②年金を受給しはじめる人は、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意してください。

12 月分の学校給食費振替日

学校教育課　☎（93）7659

日 12 月 10 日（木）
※9日(水)までに入金確認をお願いします。

書き損じはがきや使用済み切手はありませんか

富里ユネスコ協会事務局
（生涯学習課内）☎（93）7641

世界の学校に通えない子どもや読み書きができない子どものために、学びの場と機会を提供する「世界寺子屋運動」の一環として、書き損じはがきと使用済み切手を回収しています。

回収場所…市役所正面玄関ロビー、または生涯学習課窓口（中央公民館１階）

特定計量器定期検査

商工観光課　☎（93）4942

この検査は２年に１回、計量法に基づき実施されます。対象事業者は、近くの検査会場で、計量器を持参の上、受検してください。

日 場①令和３年１月 25 日（月）
北部コミュニティセンターロビー
②令和３年１月 26 日（火）
中央公民館１階ロビー

時 10：30 ～ 15：00

対商店、工場など商業用に使用している計量器、病院、幼稚園、保育園などで証明用に使用している計量器

費 1 台につき 500 円～ 3,600 円

国民年金 第３号被保険者の届出

幕張年金事務所　☎043(212)8621

サラリーマンの妻など、厚生年金に加入している配偶者に扶養されている 20 歳～ 60 歳までの人は、国民年金の第３号被保険者となります。

第３号被保険者の保険料は、年金制度全体で負担しますので個人で納めることはありませんが、届出が必要です。

届出は、健康保険の扶養の届出と一緒に配偶者の勤務先へ届出すれば、勤務先経由で年金事務所に提出されます。

該当するときは、忘れずに届出をしてください。

第３号被保険者に該当するとき

○結婚して扶養に入ったとき
（未成年で結婚した人は 20 歳になったとき）
○自分の収入が減り、配偶者の扶養に入ったとき
○配偶者が厚生年金（会社員や公務員など）に加入して扶養に入ったとき

自動車税の滞納処分を強化

佐倉県税事務所　☎043（483）1150

県では、自動車税の未納額の縮減のため、給与・預貯金・生命保険・自動車などの差押えを強化しています。自動車税が未納の人は、至急納付してください。

新型コロナウイルスや災害などにより一時に納付できない人は、納税が猶予される場合がありますので、相談してください。

富里市中小企業資金融資制度

問商工観光課　☎（93）4942

市内の中小企業者が経営上必要とする事業資金の調達を円滑にし、中小企業の振興を図るために設けられた制度です。令和２年４月から貸付利率を０．２％引き下げましたので、ぜひ活用してください。また、市から貸付利率の年２％の利子補給を実施していますので、合わせて活用してください。

■資金の種類

資金名	資金の使途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証人
設備資金	生産設備または器具購入に要する資金と店舗、工場等の移転、新築、増築、改築等に要する資金	1,000 万円	７年以内	・１年以内 2.2％ ・１年超３年以内 2.4％ ・３年超５年以内 2.6％ ・５年超７年以内 2.9％	［個人］不要 ［法人］代表者以外原則不要
運転資金	原材料、商品等の仕入または手形若しくは買掛金の決済等に要する資金	1,000 万円	５年以内		
特別小口事業資金	常時使用する従業員の数が 20 人（商業・サービス業は５人）以下の個人、または会社等が経営上必要とする設備資金または運転資金	・設備資金 700 万円 ・運転資金 300 万円	・設備資金 ７年以内 ・運転資金 ５年以内		［個人］不要 ［法人］代表者以外原則不要
独立開業育成資金	３年以上同一企業の従業員及び通算して５年以上同種の企業の従業員として勤務した者が独立して開業するため、または開業後１年未満の者が経営上必要とする設備資金または運転資金	・設備資金（貸付は所要金額の８割まで）1,000 万円 ・運転資金 500 万円	・設備資金 ７年以内 ・運転資金 ５年以内		
	設備運転資金併用時限度額 1,200 万円		７年 以内		

※設備資金と運転資金を併用して借り入れる場合は、融資限度額 1,600 万円（特別小口事業資金については 1,000 万円）で、融資期間は７年以内になります。

令和３年度固定資産税（償却資産）申告

問課税課　☎（93）0444

償却資産とは、会社、個人で経営の工場や店舗、あるいは農業経営に使用している構築物、機械、備品などをいいます。

令和３年１月１日現在で償却資産を所有しているときは、令和３年２月１日（月）までに申告をしてください。

業種	償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、内装、看板、舗装路面、ブラインド、ＬＡＮ設備など
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤など
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象を除く）、発電機など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫など
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付を含む）、自動販売機など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニル包装設備など
不動産貸付業（駐車場・アパートなど）	受変電・発電機・蓄電・中央監視各設備、門など外構工事、駐車料金自動計算装置、舗装路面、機械設備など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンクなど
売電事業	太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー、表示ユニットなど
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車以外）、保冷庫、農業用機械など